

## 佐伯市事業所等自転車貸出に係る募集要項

### 1 貸出備品

物 品 名	スポーツ自転車
種類・台数	クロスバイク ・ 3台

### 2 要項詳細

#### (1) 趣旨

この要項は、従業員の健康増進や環境負荷の軽減を目的として、自転車の活用推進を掲げる事業所等に貸出用自転車（以下「レンタサイクル」という。）を貸し出すことに  
関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (2) 貸出対象事業所等

レンタサイクルの貸し出しの対象となるもの（以下「貸出対象者」という。）は、次  
項のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 本市内に事務所等を有する者
- (イ) 事業所等として自転車損害保険等に加入している者

#### (3) 費用負担

レンタサイクルの貸出料は、無料とする。

#### (4) 利用期間

レンタサイクルの利用期間は、利用の決定を受けた日から2カ月以内とする。

ただし、ほかに貸出希望者がいない場合は2ヶ月ごとの更新とし、最長6カ月まで延  
長可能とする。

#### (5) 貸し出しの申請

レンタサイクルの貸し出しを受けようとする事業所等（以下「申請者」という。）は、  
佐伯市事業所等自転車貸出申請書（様式第1号）と貸出事業に係る次に掲げる書類を添  
付し、市長に提出しなければならない。

- (ア) 事業所等として自転車損害保険等に加入していることが記載されている書  
類
- (イ) その他市長が必要と認める書類

#### (6) 貸し出しの決定等

市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、レンタサイクルの貸し出しの可否を決定し、佐伯市事業所等自転車貸出利用決定通知書（様式第2号）又は佐伯市事業所等自転車貸出利用不決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

#### （7）借受書

前項の規定によるレンタサイクルの貸し出しの決定（以下単に「貸し出しの決定」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、レンタサイクルの貸し出しを受けようとするときは、借受書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

#### （8）利用方法及び遵守事項

利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （ア） 自転車を利用する際は自転車損害保険等に加入していること。
- （イ） レンタサイクルを利用する前には、異常がないかを必ず確認すること。
- （ウ） 自転車の利用中は、乗用ヘルメットを着用すること。
- （エ） 利用者は、貸し出しを受けたレンタサイクルを善良な管理者の注意をもって使用すること。
- （オ） パンク等の軽微な故障が生じたときは、利用者が修理対応すること。
- （カ） 酒気帯び運転、乗車人員の制限を超える乗車、スマートフォンを操作しながら等のながら運転、無謀乗車、その他道路交通法に違反してレンタサイクルを使用しないこと。
- （キ） 利用者は、レンタサイクルに関する権利を譲渡、又は転貸しないこと。

#### （9）事故の場合の措置等

利用者は、レンタサイクルに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず警察署への届出等法令上の措置をとるとともに、次の事項について処理するものとする。

- （ア） 直ちに事故の状況を市長に報告し、市長の指示に従うこと。
- （イ） 当該事故に関し、市長が必要とする書類、証拠となるもの等について、速やかに市長に提出すること。
- （ウ） 当該事故によるレンタサイクルの修理について、市長の指示に従い行うこと。

イ 前号に規定するもののほか、利用者は、自らの責任において円滑な事故の解決に努めなければならない。

ウ 利用者がレンタサイクルの使用中の事故等により第三者に損害を与えたときは、利用者が損害を賠償するものとする。

(10) 盗難の場合の措置等

利用者は、レンタサイクルの盗難が発生したときその他レンタサイクルに関する被害を受けたときは、次の事項について処理するものとする。

- (ア) 直ちに警察署に通報し、盗難届受理証明書等の交付を受けること。
- (イ) 直ちに被害状況を市に報告し、市長の指示に従うこと。
- (ウ) 当該盗難等の被害に関し、市が必要とする書類又は証拠となるもの等について速やかに市長に提出すること。

イ 利用者は、レンタサイクルの盗難が発生したときその他レンタサイクルに関する被害に係る損害のすべてを賠償する責任を負うものとする。

(11) レンタサイクル装備品の紛失

利用者は、レンタサイクルの装備品を紛失または破損したときは直ちに市に届け出なければならない。

イ 利用者は、前号に規定する届出に係るレンタサイクルの装備品の購入や交換に係る実費を負担するものとする。

(12) 貸出決定の取消し等

市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、その内容を審査の上、利用決定の取消しを決定し、佐伯市事業所等自転車貸出利用決定取消書（様式第5号）により利用者に通知するものとする。佐伯市事業所等自転車貸出利用決定取消書の通知を受けた利用者は、速やかにレンタサイクルを市長へ返却しなければならない。

- (ア) 利用者がこの要項の規定に違反したとき。
- (イ) レンタサイクルの管理上、支障があると認められるとき。
- (ウ) 偽りその他不正な手段により許可決定を受けたとき。
- (エ) その他市長が適当でないと認めるとき。

(13) 実績報告書

利用者は、貸出期間を満了したときに、佐伯市事業所等自転車貸出実績報告書（様式第6号）と貸出事業に係る次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (ア) 自転車貸出返却届（様式第7号）
- (イ) レンタサイクル貸出名簿（様式第8号）
- (ウ) その他市長が必要と認める書類

(14) レンタサイクルの返却

利用者は、貸出期間が満了したときに、速やかに佐伯市にレンタサイクルを返却し、レンタサイクルの点検を受けなければならない。

イ 前号の点検により、損傷等があったときは、前項の規定による損害の賠償をしなければならぬ。

(15) 賠償責任

利用者は、レンタサイクルの利用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により市又は第三者に損害を生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

(16) 免責事項

レンタサイクル利用中に生じた損害等は、申請者の責務とする。

(17) その他

この要項に定めるもののほか、レンタサイクルの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。